

掛川市条例第12号

掛川市消防団条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月29日

掛川市長

(別紙)

掛川市消防団条例の一部を改正する条例

掛川市消防団条例（平成17年掛川市条例第188号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

（団員の種類）

第1条の2 消防団に置く団員は、基本消防団員及び機能別消防団員とする。

2 基本消防団員は、機能別消防団員以外の団員とする。

3 機能別消防団員は、市長が別に定める特定の職務に従事する団員とする。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 市内に居住し、又は勤務する者（機能別消防団員にあつては、市内に居住する者）

第4条第4号を削る。

第5条第2項第2号中「市の区域外」を「機能別消防団員にあつては、市の区域外」に改める。

第8条中「団員」を「基本消防団員」に改める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。